

事務連絡  
令和2年4月8日

緊急事態措置を実施する区域の各港湾管理者 殿  
〈以下ご参考〉  
上記区域以外の各港湾管理者 殿

国土交通省港湾局海岸・防災課  
危機管理室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出を受けた  
基本的対処方針について（周知・協力依頼）

昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき緊急事態宣言をいたしました。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日まで1か月であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県となっております。これにともない、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改正されました。

基本的対処方針では、「情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。」「的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。」等の全般的な対処方針（p 7）のもと、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」（p 13）などの対処方針が示されております。

これらを踏まえ、職員各位に対し、基本的対処方針を周知徹底するとともに、緊急事態宣言下においても物流・輸送サービス、港湾の公物管理等の業務の継続が図られるよう、体制の整備や感染症対策の一層の推進等について、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- （別添1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日決定）
- （別添2）第27回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- （別添3）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 政府 対策 本部長 公示